

(平成22年8月11日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認香川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係

3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 11 月から 54 年 12 月までの期間、61 年 4 月から 62 年 4 月までの期間、62 年 6 月から 63 年 4 月までの期間、63 年 6 月から平成 3 年 3 月までの期間及び 5 年 4 月から 7 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 11 月から 54 年 12 月まで  
② 昭和 61 年 4 月から 62 年 4 月まで  
③ 昭和 62 年 6 月から 63 年 4 月まで  
④ 昭和 63 年 6 月から平成 3 年 3 月まで  
⑤ 平成 5 年 4 月から 7 年 4 月まで

私は、申立期間全体にわたって数回住所を移転しているが、それぞれの時期において国民年金保険料を納付してきた。

国民年金保険料の納付方法は、納付書が送られてきたので、その納付書を持って、市町村の窓口若しくは金融機関へ出向いて納付していた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和 57 年 4 月に払い出され、同払出時点で過年度納付が可能であった申立期間①直後の 55 年 1 月から 57 年 3 月までの保険料を納付しており、申立期間①の保険料は時効により納付できなかったものと考えられる上、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①を含め、申立期間②、③、④及び⑤については、昭和 53 年 11 月から平成 7 年 4 月までの期間に、申立人には、今回申立期間とされている未納期間が、通算 97 か月に及んでおり、仮に各申立期間の保険料が納付されたにもかかわらず未納扱いとなっているとすれば、長期間かつ複数回にわたって行政側の事務処理が誤って行われたこととなるが、申

立人の住所履歴がある複数の市区町村において、同様の事務処理の誤りが繰り返された可能性は低いものと考えられる。

さらに、すべての申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金の加入状況、納付時期、納付金額及び納付方法等に関する記憶は曖昧であり、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から16年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から16年2月まで

平成8年4月時点で、学校教員であった妻が退職したため、私は第3号被保険者資格を喪失することとなった。夫婦ともに第1号被保険者として加入しなければならないことは承知していたが、退職後の収入の見通しが立たず、保険料を納付するのが難しかったので、どうしたらよいか相談するために、私がA町（現在は、B町）役場へ出向いて、担当者に相談した。何かの書面に住所や氏名を記入した記憶があるが、相談の過程で担当者からは全く指示や指導が無く、すべての手続きを町役場が行ってくれるものと理解して相談を終えた。

しかし、その後は町役場及び社会保険事務所（当時）から何の連絡も無く、行政側が私たちの事情に配慮してくれたものと思ったまま、平成16年4月に記録を確認するまで時間が経過した。

本来ならば、平成8年4月時点で町役場が正しく対応していれば、私たちは適切に加入手続き及び免除手続きを行ったはずであり、現状で申立期間が未納期間とされているのは、行政側の責任であるので、申立期間を免除期間に訂正すべきである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年4月時点で国民年金への加入及び保険料の納付についてA町役場で相談するに至る経緯を詳細に記憶していることから、同町役場へ出向いて、国民年金に関する相談をしたことにはうかがえるが、申立人は、「当該相談の場で、免除申請手続きを行ったことについての詳細な記憶は無く、同年同月以降、社会保険事務所や町役場からは何の連絡も無かった。」としている上、申立人が免除申請をし、保険料免除が決定されたことをうかがわ

せる事情は見当たらない。

また、申請免除は、被保険者からの免除申請に基づき、申請時の前年の所得や保険料納付が困難な状況等について審査が行われることになり、免除期間は最長1年間とされていることから、当該申請は、保険料の納付が困難な状況に応じ、少なくとも毎年度行う必要があるが、申立人は、「平成8年4月にA町役場へ出向いた際に、すべての手続を町役場が行ってくれたものと解釈した上、それ以降、社会保険事務所や町役場から、保険料納付の勧奨や保険料免除に関する通知などの連絡も無かったため、行政側ですべて対応してくれているものと思った。」としており、申立人は申立期間のうち9年4月以降の期間については、免除申請を行っていなかったものとみられる上、免除申請を行った形跡もうかがえない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

なお、申立人は、「社会保険事務所及び町役場が適切な対応をしなかったために、自分で免除申請を行うことができなかった。保険料免除申請を行う機会を行政側の不作為によって奪われたので、申立期間を申請免除期間に訂正してほしい。」と当時の免除申請手続の運用上の過誤を主張して申立期間を免除期間とするよう記録の訂正を求めているが、年金記録確認第三者委員会においては、本件のような免除に関する申立ての場合、当時免除を承認されていたか否かを踏まえて年金記録の訂正の可否を判断するものであり、当時の免除申請手続の運用の可否を判断することはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から16年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から16年2月まで

平成8年4月時点で、私はそれまで勤務していた学校を退職し、同時に夫は第3号被保険者資格を喪失することとなった。夫婦ともに第1号被保険者として加入しなければならないことは承知していたが、退職後の収入の見通しが立たず、保険料を納付するのが難しかったので、どうしたらよいか相談するために、夫がA町（現在は、B町）役場へ出向いて、担当者に相談した。夫は何かの書面に住所や氏名を記入した記憶があるが、相談の過程で担当者からは全く指示や指導が無く、すべての手続を町役場が行ってくれるものと理解して相談を終えた。

しかし、その後は町役場及び社会保険事務所（当時）から何の連絡も無く、行政側が私たちの事情に配慮してくれたものと思ったまま、平成16年4月に記録を確認するまで時間が経過した。

本来ならば、平成8年4月時点で町役場が正しく対応していれば、私たちは適切に加入手続及び免除手続を行ったはずであり、現状で申立期間が未納期間とされているのは、行政側の責任であるので、申立期間を免除期間に訂正すべきである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、平成8年4月時点で国民年金への加入及び保険料の納付についてA町役場で相談するに至る経緯を詳細に記憶していることから、同町役場へ出向いて、国民年金に関する相談をしたことにはうかがえるが、夫は、「当該相談の場で、免除申請手続を行ったことについての詳細な記憶は無く、同年同月以降、社会保険事務所や町役場からは何の連絡も無かった。」としている上、申立人が免除申請をし、保険料免除が決定されたことをうかがわ

せる事情は見当たらない。

また、申請免除は、被保険者からの免除申請に基づき、申請時の前年の所得や保険料納付が困難な状況等について審査が行われることになり、免除期間は最長1年間とされていることから、当該申請は、保険料の納付が困難な状況に応じ、少なくとも毎年度行う必要があるが、申立人の夫は、「平成8年4月にA町役場へ出向いた際に、すべての手続を町役場が行ってくれたものと解釈した上、それ以降、社会保険事務所や町役場から、保険料納付の勧奨や保険料免除に関する通知などの連絡も無かったため、行政側ですべて対応してくれているものと思った。」としており、申立人は申立期間のうち9年4月以降の期間については、免除申請を行っていなかったものとみられる上、免除申請を行った形跡もうかがえない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

なお、申立人は、「社会保険事務所及び町役場が適切な対応をしなかったために、自分で免除申請を行うことができなかった。保険料免除申請を行う機会を行政側の不作為によって奪われたので、申立期間を申請免除期間に訂正してほしい。」と当時の免除申請手続の運用上の過誤を主張して申立期間を免除期間とするよう記録の訂正を求めているが、年金記録確認第三者委員会においては、本件のような免除に関する申立ての場合、当時免除を承認されていたか否かを踏まえて年金記録の訂正の可否を判断するものであり、当時の免除申請手続の運用の可否を判断することはできない。